

【業務契約書の印紙税の取扱について】

【印紙税法上の委任と請負の業務の区分】

1 委任契約業務

- ① 税務代理業務
- ② 税務調査の立会い
- ③ 税務相談
- ④ 会計処理に関する指導及び相談

2 請負契約業務

- ① 税務書類の作成
- ② 決算書類の作成
- ③ 記帳代行
- ④ 年末調整

【印紙税の課税文書等について】

1 委任に関する契約書は、課税文書に当たらないため、印紙の必要は無い。

2 請負に関する契約書で契約期間の定めのあるものは、第2号文書に該当することになり、印紙の必要がある。

この場合、月単位等で契約金額を定めている契約書については、当該金額に契約期間の月数等を乗じて算出した金額を記載金額とする。

なお、契約期間の更新の定めのあるものについては、更新前の期間のみを算出の根拠とし、更新後の期間は含まないものとする。

3 請負に関する契約書で契約期間の定めのないものは、第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当することになり、印紙税は一律4,000円となる。